

見積参加者選考調書（特定随意契約用）

調達件名	特定非営利活動促進法所轄庁事務補助業務
発注課	市民文化局市民自治推進室市民自治推進課
選定事業者	公益財団法人さっぽろ青少年女性活動協会
随意契約の理由（相手方を特定した理由を含む。）	
<p>当該業務は、法に基づく所轄庁事務に係る業務であることから、窓口対応において高い専門知識が求められ、また、札幌市特定非営利活動促進法施行細則（以下、「細則」という。）により、縦覧等は市民活動サポートセンターにおいて行うことと規定されている。</p> <p>上記選定業者は市民活動サポートセンターの指定管理者であり、市民活動の相談窓口や各種研修会など市民活動を広く支援し、常に情報収集を行っていることから、法及び市民活動について豊富な知識を有している。</p> <p>また、市民活動サポートセンター内の施設は、選定業者の必要最低限の事務スペースのほか、市民活動団体が利用する事務ブースや、会議室、少人数で利用できる打ち合わせスペースで占められているため、本業務は常に事業者の常駐が必要であるが、他の事業者が当該施設内に新たな事務スペースを持つことは、市民活動団体の活動スペースを狭めるしか方法がなく、市民活動の活性化を妨げることとなる。</p> <p>したがって、このような状況を総合的に判断した結果、本事業を効果的・効率的に実施することのできる業者は上記選定業者以外に存在しない。</p> <p>そのため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、特定随意契約とする。</p>	
根拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号